

平成30年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成31年(2019年)1月17日(木)
午後2時20分～午後3時50分
場所 市庁舎本館4階410会議室

1 出席者 梶山会長、鈴木委員、川口委員、片岡委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、内門委員、松井委員、久保田委員、中村委員、綾部委員

以上12名

(欠席者：内田委員 以上1名)

事務局：高橋健康・こども部長、春原保険年金課長、草山課長代理、木村担当長、
宮田主査、田澤主任、工藤主任、藤沢主事

以上8名

2 傍聴者 3名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長 : 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項について

まず平成30年度からの国民健康保険制度の改革及び保険税額の算出方法について説明した。その後、納付金と標準保険税率の概要、特に保険税率を決める賦課割合、平成31年度の収納率の予測値について説明した。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委 員 : 税率の比較表のところで教えていただきたいのですが、県が示した標準税率ですと収納率で医療分、後期支援分、介護分のすべてが89.64%と同一になっていますが、平塚市が策定したのを見ますと医療分と後期支援分は91.19%と同じなのですが、介護分が8

6. 82%と低い数字になっています。この理由を教えてください。

事務局 : ご質問いただいた件ですが、資料の議題1 税率比較表(予定・確定係数)をご覧ください。右側の確定係数の標準収納率というのは、市町村が県に毎年報告している全体の収納率を元に過去3年の平均値で県が示してきたものです。結果、医療分、後期支援金分、介護分に同じ数字が適用されているのですが、医療分と後期支援金は加入されている方全員に課税され、介護分は加入されている方のうち40歳から64歳の方に限定されています。実際の医療分、後期支援分、介護分それぞれの収納率を見ていくと、平塚市は介護分だけ収納率が低いのが現状です。その理由として、かつて国民健康保険は高齢者や自営業の方が入るような保険という位置づけだったのですが、最近は若年層の方で色々な疾患で会社を退職されることを余儀なくされた、やむにやまれぬ状態で国民健康保険に加入されている方が30代以降で多くなっています。国民健康保険の課税は前年の所得を元に計算しますので、そういう方の場合、おおむね仕事を辞めて国保に入った段階では無所得状態なのですが、1年目は前年サラリーマンとして収入があったため高額な課税からスタートするので、1年目から支払いが厳しい状況になってしまうのが現実です。加えて、体調の優れない方が多いのでいったん国保に加入すると加入期間が長くなる傾向にありまして、最近の場合、平塚市につきましては40歳から64歳が対象の介護分がどうしても収納率が下がっているというのが現状です。その関係で、医療分、後期支援分の収納率については比較的順調な伸びを示しているのですが、介護分につきましては、実際は県が示す標準税率よりも低い収納率になっているため、このような率で差が出ているということになります。

委員 : ありがとうございます。

会長 : ほかにありますか。

委員 : 税率の標準税率とモデル世帯ということで見ていたんですが、モデル世帯は①から④までの4種類ありますが、私などは年金生活者ですからどこに当たるのかなと思いながら見ていたんですけども、総所得250万円のモデルについて、例えばもっと総所得の多い家庭はたくさんありますよね。そういう家庭についてのモデル世帯は出ていないのでしょうか。

事務局 : 今回のモデル世帯につきましては、県が国に示したものであり、その中にはこの4つしかないので高額所得世帯はモデル世帯には含まれていません。

委員 : 含まれないというのはどういうことでしょうか。

事務局 : 県が国に示すモデル世帯として対象になっていないということです。

委員 : わかりました。

会 長 : その他、御質問、御意見などありませんでしょうか。

委 員 : (質問、意見なし)

会 長 : では、これで議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項について」についてご承認いただけますでしょうか。

委 員 : (承認)

会 長 : それでは、市長に対し協議会より異議がない旨、答申をいたしますので、答申書の作成について私にお任せいただけますでしょうか。

委 員 : (一任)

会 長 : これですべての議題(1)「国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項」は終わりといたします。

続きまして、議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

地方税法施行令に伴い、軽減判定所得の引き上げと課税限度額の引き上げについて説明した。

会 長 : 今の事務局からの説明に対して、御質問、御意見などございませんか。

委 員 : (質問、意見なし)

会 長 : 御意見、御質問がないようですので、意見の取りまとめをしたいと思います。例年地方税法施行令の一部を改正する政令は、3月末に公布され、4月1日から施行されるため、このままでは、4月1日以降、地方税法施行令と本市保険税条例に齟齬(そご)が生じてしまいます。このような事態を避けるため、適切な措置を講ずるよう建議という形で市長に要望するということがよろしいでしょうか。

委 員 : (承認)

会 長 : それでは、議題（１）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」は、終わらせていただきます。

次に、議題（２）「平成３１年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平成３１年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要について、平成３１年度に取り組む事業と予算概要などを説明した。

会 長 : 平成３１年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要について事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委 員 : （質問、意見なし）

会 長 : それでは、ただいまの議題（２）「平成３１年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」は、終わらせていただきます。

次に、議題（３）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 次回の運営協議会を平成３１年７月２５日（木）に予定していることなどを説明した。

会 長 : 事務局からの説明について、御質問、御意見などはありますか。

御意見等もないようですので、議題（３）「その他」は、終わらせていただきます。

用意された議題は終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思います。

特にないようですので、これをもちまして閉会といたします。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

5 閉会

平成３０年度第３回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。